

## 視 点

「小児専門管理栄養士認定制度」樹立に向けた取り組み  
～特定分野小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定制度からの始動～位田 忍<sup>1,2)</sup>

## I. 背 景

2022 年の出生数は 79 万人となり、本邦は超少子高齢社会となっている<sup>1)</sup>。出生数の減少に歯止めをかける対策の 1 つとして、安心して子どもを産み育てることができるように、「子育て支援」がある。厚生労働省が 10 年ごとに実施している乳幼児栄養調査において 8 割の保護者が離乳食や食事で困りごとを抱えて<sup>2)</sup>おり、栄養に係る支援（以下栄養支援）は「子育て支援」の柱の 1 つとなりうる。成育基本法<sup>3)</sup>の制定及び成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和 3 年 2 月 9 日閣議決定<sup>4)</sup>）にもあるように、小児から成人期に渡る医療・保健分野でのシームレスな多方面からの支援が本人のみならず次世代の健康につながる。「医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他の医療関係者は、責務として、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するとともに、成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供する必要がある」と謳われた。

小児の特徴は「成長・発達」であり、また、「受動的」で養育者からの保護が必要な時期の後、身体的に

も精神的にも「自律・自立」し成人になっていくことである。「成長・発達」に影響する因子として、栄養、生活リズム、内分泌ホルモン、精神的ストレス、社会的環境、疾病などがあるが、栄養の質と量は特に重要である。新生児期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期にそれぞれ栄養学的にも特徴がある。小児は大人のミニチュアではなく「小児」として正しく認識される必要があり、小児の栄養支援の技能を持った専門職の育成が望まれる。小児の栄養支援の技能の基本は、成長・発達を考慮し、また、実施に当たっては養育者にも小児栄養の特性を理解してもらった上で、小児特有の多くの病態に対応できることである。小児の栄養に関わるものは、成長と発達が良好に獲得できるように適切な栄養を提供しなければならない。

こういった背景の中で 2015 年に日本臨床栄養学会（小児栄養部会）と日本臨床栄養協会の有志による準備会が立ち上がり 2016 年第 14 回大連合大会（両学会の合同学術集会、新宅治夫会長）でのパネルディスカッションの議論を経て 2017 年 1 月に職能団体である日本栄養士会も加わったワークショップを開催し、小児の栄養管理を実践していく上での問題点や今後必要とされる課題を抽出し、小児専門管理栄養士制度を確立する方向性が確認された。そして、日本臨床栄養学会、日本臨床栄養協会の呼びかけに対し、日本小児科学会、日本小児保健協会、日本栄養士会、日本小児アレルギー

学会，日本外科代謝栄養学会，日本小児外科学会，日本小児栄養消化器肝臓学会，日本健康栄養システム学会，小児腎臓病学会，新生児成育医学会など多くの関係する学会が賛同し<sup>5)</sup>共同で小児専門栄養士制度合同協議会という会議体を作り「小児の疾病治療および成長・発達を医師と共にサポートできる小児専門管理栄養士の育成，制度化を目的としたプロジェクト」である小児専門管理栄養士制度の検討を2017年に開始した。

## II. 小児栄養に関する諸問題に関する意識調査について<sup>6)</sup>

プロジェクトを開始展開するに先立って小児医療関係者(小児科担当医，看護師，薬剤師，管理栄養士等)に対し栄養に関する諸問題について2019年9月から10月で意識調査を行った。医療関係者(小児科医師，薬剤師，看護師，等)579名，管理栄養士・栄養士338名 総数917名からの回答を得た。医療職種から86.7%，管理栄養士・栄養士から67.2%から，小児栄養に関する専門家が「必要である」の回答を得た。また，管理栄養士からは小児固有の病態や，希少疾患に対する向学心が強く感じられ，疾病対応だけでなく成長と発達を視野に入れた幅広い知識の習得などにも意欲が見られ，一方でこれらを学ぶ場所や機会が少ないこともわかった。

この結果から管理栄養士の専門分野の認定制度の議論の前に，まず，管理栄養士だけでなく様々な領域にいる栄養士，医療者，小児栄養に係る職種に対して小児栄養分野の学びの機会を作り，小児栄養分野の開拓・確立が必要でありそれを目指す方針となった。

## III. 「小児専門管理栄養士認定制度」樹立に向けた取り組み

### 1) 日本栄養士会との協働による認定制度<sup>7)</sup>

日本栄養士会では管理栄養士・栄養士のスキルの向上と専門職としての能力の習熟のための，生涯教育制度とスキルの達成度に応じた認定制度を構築している。基本研修(基本研修と実務研修から構成)を終了後，認定資格等をへたのち認定管理栄養士・認定栄養士の資格を授与する。その後特定分野における実践活動により優れた成果を生むことができる特定分野別管理栄養士・栄養士を認定する。現在，特定保健指導担当管理栄養士，静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士，在

宅訪問管理栄養士，公認スポーツ栄養士，食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士の認定制度がある。現在検討しているのは分野別小児栄養分野管理栄養士・栄養士の認定制度である。さらに，専門性を身に付けたい管理栄養士の方へ時代のニーズにこたえるスペシャリストを認定する専門管理栄養士認定制度がある。現在動いている制度として，がん病態栄養専門管理栄養士，腎臓病病態栄養専門管理栄養士，糖尿病病態栄養専門管理栄養士，摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士，在宅栄養専門管理栄養士がある。小児専門管理栄養士は最終的にはこの資格を目指す。

日本栄養士会と小児栄養専門管理栄養士認定制度合同協議会が共同で，特定分野小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定制度の発足に向けて2022年10月にキックオフし，2024年2月からの認定に向けて動き出した。協議会は，主として学術的側面で協力する形で進んでいる。

認定制度を構築する中で，まず，小児分野管理栄養士・栄養士の到達目標(コンピテンシー)について小児栄養専門管理栄養士制度合同協議会委員を中心に議論し作成した(表1)。もともと小児科学自体は多岐の分野にわたっている。日本栄養士会の教育分野である臨床，学校，スポーツ，給食，公衆栄養，地域栄養，福祉栄養(児童，障がい)などの分野も小児栄養が関与する。そこで，日本栄養士会より職務別の基本研修の到達目標として提示されている項目を整理検討し，小児にかかわる管理栄養士・栄養士として最小限の知識・技術としての目標を設定する作業をした。倫理，行動規範など管理栄養士・栄養士として必須の到達目標がベースにあることを前提に作成している。

### 2) 小児専門管理栄養士認定制度合同協議会の取り組み

このプロジェクトの目的は2つあり，1.「小児栄養」という学問的臨床的分野を確立する(強化する)到達目標としては①小児の特徴は，成長発達することであり，身長，体重，頭囲などが大きくなることを成長曲線で評価し，Scamonnの発達曲線が示すように多臓器の機能が発達途中であり，栄養代謝も成熟過程にあることを理解し，年齢や発達段階に応じた栄養の質と量とそのバランスを理解する必要があること，②小児は養育者が必要な受動的な個体であること，③多くの先天性，遺伝性の疾患があること，④エピソードを理解し対応すること。など，そして，2つ目の目

表 1 特定分野小児栄養分野の到達目標 (コンピテンシー)

食と栄養に関する基礎知識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康な小児の成長・発達を理解し説明することができる</li> <li>● 食に関わる定型的な発達を理解し説明することができる</li> <li>● 健やかな成長・発達に必要な水分・エネルギー・栄養素を理解し説明することができる</li> </ul>
食事管理プロセス
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小児の成長・発達・食行動を理解した栄養・食事基準を作成し運用することができる</li> <li>● 小児の栄養食事基準に沿った、3食と間食を含めた一般食・特別食の献立作成・評価することができる</li> </ul>
栄養ケアプロセス
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小児に対し、適切なスクリーニング指標の設定や手法を選択することができる</li> <li>● 小児に対し、適切なアセスメント手法・方法を選択することができる</li> <li>● 対象児、養育者との十分なコミュニケーションに基づいて、栄養介入計画を作成することができる</li> <li>● 小児のケアにかかわるチームの一員として、管理栄養士・栄養士の役割を果たすことができる</li> <li>● 小児の栄養にかかわるチームをコーディネートし、リーダーシップを発揮することができる</li> <li>● 小児と養育者、双方に向けた栄養教育を行うことができる</li> </ul>
分野別基本的実務遂行能力
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別な配慮を要する小児について、症状、病態や特性に応じた栄養管理を理解することができる                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・下痢・便秘・嘔吐、・肥満・やせ・先天性代謝異常症・体重増加不良、・低出生体重児・摂食行動障害</li> <li>・食物アレルギー・先天異常症候群・小児がん・重症心身障害児・心疾患・消化器疾患(炎症性腸疾患、短腸症候群)</li> <li>・肝・胆・膵疾患・腎疾患・糖尿病・脂質異常症・てんかん(神経疾患)・周期期</li> </ul> </li> </ul>

的は、2. 子どもの栄養支援の技能を持つ専門家の育成である。対象は、管理栄養士・栄養士だけでなく3者ある。①小児特有の病態や予防に対応する小児の栄養管理を担う小児専門管理栄養士・栄養士②小児特有の病態や予防に対応できる医師③小児特有の病態や予防に対応する栄養指導・食育に係る多職種。

小児専門管理栄養士制度合同協議会として目指す小児専門管理栄養士像は、小児科学会の示す小児科専門医の教育システム<sup>8)</sup>も参考にして、その役割・到達目標は①小児の疾患、病態を理解し栄養管理の面から多職種協働をもってその治療に寄与できる。②小児の成長、発達を理解し育児、健康、疾病予防に寄与できる食育活動を実践できる。③小児の声に耳を傾け、小児の代弁者として家族とともに問題解決に対応できる。④小児栄養について栄養学、食品学等を通じた研究を行い、新しい知見を求めその発展に寄与できる。⑤後進の育成にも積極的に努力できる。と考えている。

これらの目標達成のため、まずは小児栄養を学ぶに有益な学習の機会を広く広報し、小児栄養という「分野」の育成、拡大を目指し活動を進めている。実際に小児栄養 WEB セミナーを開催し(図 1)、医師と栄養士が手を組む臨床栄養学を目指し、1つの課題に対して医師が病態を解説し、管理栄養士が栄養食事指導の実際を講義する形をとっている。いままでに開催した2回のセミナーに多くの参加者があり、また、セミナー後の評価もかなり高いものとなっている。講義のプランは、現在のところ概論として①小児専門管理栄養



図 1

養士の役割、②小児期の栄養の特長、③小児と養育者の心理、④小児期の食生活リズム、⑤食の安全と災害時の対応、⑥小児栄養に関する研究法、⑦小児の主治医との協力体制・小児 NST。各論として病態別の栄養食事指導の実際として①肥満、②成長障害、③摂食

行動障害, ④食物アレルギー, ⑤先天代謝異常症, ⑥先天異常症候群, ⑦小児がん, ⑧重症心身障がい児, ⑨心疾患, ⑩消化管疾患, ⑪肝・胆・膵疾患, ⑫腎疾患, ⑬てんかん, ⑭周術期, ⑮低出生体重児である。

分野別小児分野管理栄養士・栄養士は, 来年度の開始を目指して育成されるが, その中から小児栄養に対する高度な知識と具体的な活動が実践できる小児専門管理栄養士(仮称)を作り上げていくために, 日本栄養士会とも協議を重ねていく予定である。

#### IV. おわりに

「小児栄養」の講義は保健所などの行政機関の栄養士や保健師など子育て支援に携わる人々や, 学校・保育園などの教育現場で食育に関わる栄養教諭の勉強の場として広く公開し, これらにより「小児栄養」の分野を確立することで, 子ども達の健やかな成長・発達に寄与することが期待される。さらに, その中からさまざまな小児の疾病治療および成長・発達を医師と共にサポートできる小児専門管理栄養士(仮称)の育成, 制度化を目指している。一定の条件下であるが病棟栄養士の配置が令和4年の診療報酬改正で保険診療として認められた<sup>9)</sup>。その流れの中で小児病院や基幹・中核病院の小児センターや小児科病棟で, 小児専門管理栄養士(仮称)が活躍できるようにすることも今後取り組む課題である。

#### 文 献

- 1) 厚生労働省. “令和元年(2019)人口動態統計の概況”. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei19/index.html>
- 2) 厚生労働省. “平成27年 乳幼児栄養調”. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/83-1c.html>
- 3) 成育基本法「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号). [https://www.jpa-web.org/dcms\\_media/other/2019seiikukihon.pdf](https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/2019seiikukihon.pdf)
- 4) 成育基本法の制定及び成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和3年2月9日閣議決定).
- 5) 小児専門管理栄養士制度合同協議会. <http://jsspn.u-min.jp/index.html>
- 6) 位田 忍, 塚田定信, 西本裕紀子, 高増哲也, 児玉浩子. 小児専門管理栄養士制度の実現に向けた取り組み(アンケート調査から)小児栄養に関する諸問題に関する意識調査について. *New Diet Therapy* 2020; 36: 3-12.
- 7) 小児専門管理栄養士制度合同協議会. <http://jsspn.u-min.jp>
- 8) 日本小児科学会. 小児科専攻医臨床研修手帳. 2018年4月 改訂第4版.
- 9) 菅野義彦. 栄養士の病棟配置に向けて 栄養学的問題を有する入院患者に対する栄養管理および予後に関する調査. *New Diet Therapy* 2019; 35: 97.